

第4章 史跡の本質的価値

第1節 史跡としての価値

史跡指定の理由となった「縄文時代前期の多くの小貝塚からなる大規模な貝塚群のひとつであるとともに、小貝塚の分布から貝塚形成当時の集落の規模形態を推測しうる遺跡として学術上価値が高く、また遺跡の遺存状況も良好である」という水子貝塚の評価は、指定から50年以上経過した現在でも変わりありません。

水子貝塚は、昭和10年代から存在が注目され、環状集落の成立期の典型的な事例と取り上げられてきており、考古学研究の進展に重要な役割をはたしてきました。水子貝塚の特徴は、76カ所の小貝塚が環状に分布していることです。そのうちの6カ所が発掘調査されており、そのすべてが竪穴住居跡内に存在しており、約6,000年前の縄文時代前期中頃の時期に相当することが明らかとなっています。縄文時代前期の貝塚は、廃絶され窪地化した竪穴住居跡に貝殻を遺棄しています。小貝塚のすべてが竪穴住居跡の中にあり、また17号住居跡のように貝塚を伴わない竪穴住居跡も存在すると仮定すると、前期中頃の竪穴住居跡が100軒以上埋蔵されていると推定されます。水子貝塚の集落の存続期間はおよそ200年間と想定されています。15住居跡・16号住居跡・17号住居跡の重複に見られるように、環状の76カ所の小貝塚と100軒以上の竪穴住居跡は一度に存在していたわけではなく、200年間の累積によるものです。

関東地方には、約300カ所の縄文時代前期の貝塚があります。水子貝塚と同じ前期中頃の貝塚で全容がわかる例として、ふじみ野市上福岡貝塚（竪穴住居跡32軒、小貝塚23カ所）、蓮田市黒浜貝塚（竪穴住居跡43軒、小貝塚6カ所）、春日部市犬塚遺跡（竪穴住居跡25軒、小貝塚15カ所）、我孫子市柴崎遺跡（竪穴住居跡50軒、小貝塚26カ所）、野田市槇の内貝塚（竪穴住居跡18軒、小貝塚11カ所）、柏市鴻ノ巣遺跡（竪穴住居跡21軒、小貝塚10カ所）・大松遺跡（竪穴住居跡45軒、小貝塚16カ所）小山台遺跡（竪穴住居跡26軒、小貝塚9カ所）・駒形遺跡（竪穴住居跡32軒、小貝塚9カ所）・富士見遺跡（竪穴住居跡84軒、小貝塚9カ所）、横浜市南堀貝塚（竪穴住居跡12軒、小貝塚無し）などがあります。それらと比較すると、水子貝塚の貝塚や推定される竪穴住居跡の数がいかに多いかがわかります。全国的に見ても、その規模は突出しています。

水子貝塚の最大の特徴である環状に分布する小貝塚すべてが破壊されず手つかずの状態であることは、史跡としての価値を高める重要な要素です。これは、開発が進む前の昭和40年代に遺跡の価値を認識し早い段階から保存に取り組んだこと、土地の公有地化にあたり土地所有者の理解と協力があつたことによるものであり、文化財保護の成果として評価されます。

水子貝塚の西側には縄文時代早期の終末から前期前半にかけての集落である打越遺跡が存在します。打越遺跡では前期中頃には集落規模が縮小し、それに代わり水子貝塚で集落が成立します。打越遺跡から水子貝塚に村が移動したことが考えられます。打越遺跡と水子貝塚を合わせて考えると、縄文海進時に大規模な集落が1,500年以上も長期的

に営まれていたこととなります。両遺跡は、豊富な海産資源を背景に成立した拠点的集落だったと想定されます。水子貝塚からは、甲信地方の土器も出土していることから入間川流域をはじめとする内陸部とも接点がありました。いわば山と海の文化をつなぐ要衝地域であり、他地域から多くの縄文人が訪れた交流拠点であったことも考えられ、縄文人の行動を知る上で鍵を握る極めて重要な遺跡であるといえます。

貝塚が貴重とされる理由として、貝殻の炭酸カルシウム成分によって酸性土壌が中和され、通常酸性土壌の遺跡ではなくなってしまう獣や魚の骨などが良好な状態で残存していることがあげられます。水子貝塚からも多くの獣や魚の骨が出土しています。それらを分析することによって水子貝塚に暮らしていた人々が何を食べ、どのような環境下で暮らしていたかを具体的に知ることができます。さらに15号住居跡から出土した人骨と犬骨は、縄文時代前期の埋葬形態を知ることのできる希少な事例であり、貝塚ならではの資料といえます。

水子貝塚は、ごく一部の発掘調査にも関わらず縄文海進時における人々のくらしや自然環境を知る貴重な情報を提示しています。史跡全域には想像を超える膨大な資料が内包されていると考えられ、縄文文化を解明する上でとても貴重であり価値の高い遺跡であるといえます。

水子貝塚の本質的価値

- 縄文時代前期の76カ所からなる環状の小貝塚群は全国最大級である。
- 縄文時代前期の環状集落として全国最大級である。
- 貝塚と環状集落全域が良好な状態で保存されている。



図 82 水子貝塚公園航空写真（北東から撮影）

第2節 史跡公園としての価値

水子貝塚公園は、5棟の復元住居や貝塚の表示、コナラやクスギなどの樹木の植栽などによって縄文時代の景観を再現した史跡公園です。また、水子貝塚のガイダンス施設である水子貝塚展示館、さらに水子貝塚資料館を併設しており、水子貝塚や富士見の原始古代の歴史について総合的に学ぶことができます。昭和54年（1979）に策定した保存管理計画で示した地点貝塚の表示、植樹による縄文時代の植生復元と周辺地域から隔絶した空間づくり、復元住居の建築、古代の村の中央部で展開された生活を考えることができ市民が活用できる広場、水子貝塚を理解することができ史跡公園を管理運営する博物館の設置という基本的な整備の方針は具体化されています。

整備計画中の史跡もありますが、水子貝塚公園のように遺跡全体が保存され、復元住居などを立体的に整備し、資料館や博物館と一体となった縄文時代の史跡公園はあまりありません。

【関東甲信地方の復元住居等の立体的整備や博物館等を併設する縄文時代の史跡公園】

- ・埼玉県
水子貝塚（富士見市 ガイダンス施設・資料館併設）
- ・神奈川県
勝坂遺跡（相模原市 ガイダンス施設併設）
三殿台遺跡（横浜市 考古館併設 縄文～古墳）
大塚・歳勝土遺跡（横浜市 博物館隣接 ※弥生時代）
- ・千葉県
加曽利貝塚（千葉市 博物館併設）
- ・茨城県
上高津貝塚（土浦市 考古資料館併設）
- ・群馬県
矢瀬遺跡（みなかみ町 親水公園内 資料館近接）
- ・栃木県
根古谷台遺跡（宇都宮市 ガイダンス施設併設）
寺野東遺跡（小山市 ガイダンス施設併設）
- ・山梨県
金生遺跡（北杜市 復元住居3棟）
梅ノ木遺跡（北杜市 ガイダンス施設併設）
- ・長野県
尖石石器時代遺跡（茅野市 博物館隣接）
平出遺跡（塩尻市 ガイダンス施設併設）
井戸尻遺跡（富士見町 考古館隣接）
大深山遺跡（川上村 復元住居）



図 83 根古谷台遺跡の復元住居



図 84 井戸尻遺跡の復元住居



図 85 平出遺跡の復元住居



図 86 尖石遺跡の復元住居

第3節 都市公園としての価値

水子貝塚公園は、昭和45年（1970）12月に都市計画決定されています。都市計画法第11条の規定による都市施設であり、都市計画運用指針による「特殊公園（歴史公園）」に該当します。ただし、条例では独自に「富士見市歴史の広場条例」を制定しており、市都市公園条例の対象から除外されています。

昭和54年（1979）策定の保存管理計画では水子貝塚の公園化にあたっては、市民が史跡としての重要性を理解しやすいこと、容易に利用でき親しみやすい施設であること、国指定の史跡であると他に誇れる施設であること、周辺地域の環境に調和をもつこととしています。さらに、広場で遊び、スポーツができ、祭りもできる一大憩いの場であり、古代にひたり、現代に活用され、自然に学習効果の上がる施設、すなわち多目的公園であるなら、公園の特殊性を活かした表現と相まって、市民から浮き上がらない、活気に満ちた水子貝塚として将来に向かって存在価値は保障されるとし、市民が身近な公園として利用することも念頭におかれています。

水子貝塚公園は、市内の都市公園としてはびん沼自然公園、運動公園に次ぐ面積を有しています。中央の広場で遊ぶ家族や、園路をウォーキングやジョギングする市民の姿が日常的にみられ、「近隣公園」としても親しまれています。



図87 水子貝塚公園の利用風景①



図88 水子貝塚公園の利用風景②

第5章 史跡の現状と課題

第1節 保存の現状と課題

1 保存盛土の流出

保存盛土は、遺構面より約100 cmとし、現況面から平均50～60 cmの盛土をしています。公園内の標高は南西から北東に向かって傾斜しており、比高差は約50 cmです。豪雨時は公園内で涵養できない雨水が大量に北東に向かって流出しています。この雨水の流れに沿って表層の下刻が進行しています。特に公園東側の学習広場付近から説明広場、資料館前までが顕著で、1～5 cmの下刻が認められ、土が北側の市道へ流出しています。平成22年に実施した園路舗装修繕時に若干の改善を図りましたが、およそ10年で再び進行してきています。雨水による盛土の流出を防ぐ手法の検討の必要があります。



図89 豪雨時の雨水の流出



図90 雨水による盛土の流出

2 縄文の森・樹木の根による遺構への影響

貝塚をとり囲むように園路を配置するようにしましたが、園路や植栽の設計上、北西の一部では園路の外側に貝塚が配置されました。このため貝塚周辺は植栽され、樹木の成長とともに樹根による遺構への影響が懸念されます。環境整備時、深根性高木による影響も考慮して保存盛土の厚さを決定しましたが、隣接地の畑の下にも樹根が伸びているとの情報があり、樹根による影響を確認する必要があります。

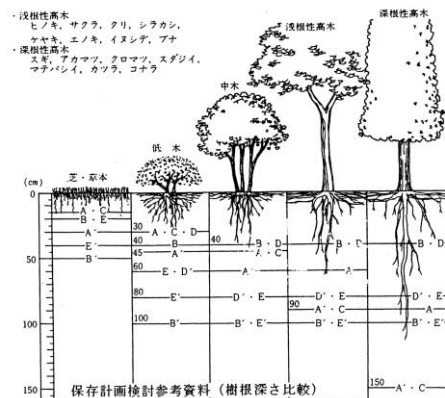


図91 公園整備設計時の樹根の想定深度



図92 貝塚表示に近接する樹木

第2節 活用の現状と課題

1 活用

水子貝塚資料館では体験型の事業に力を入れており、水子貝塚公園を活用して「縄文土器づくり教室」「まが玉づくり」などを実施しています。来園者アンケートの結果では、体験学習を目的とした来園もあることから、さらにサービスを充実していく必要があります。一方で、人気の体験メニューでは100名前後の参加者があり、公園内の学習広場では対応できないこともあることから、体験施設の拡充を検討する余地があります。また、こうした事業をさらに充実させていくためには市民学芸員の存在が不可欠であり、今後さらに登録者を増やしていく必要があります。

主要展示物である復元住居は、15号復元住居内には縄文人の生活の様子を再現しており、自由に中に入って見学できるようにしています。また、2号復元住居は学校見学の際や見学の希望があれば内部を公開しています。資料館主催事業の「夏休み縄文体験」で復元住居に宿泊もしていましたが、近年の猛暑により屋内の気温が高くなったため実施は見合わせています。今後検討すべき課題として、水子貝塚公園の30%を占める縄文の森の活用があります。これまでも枝を縄文土器の焼成用の薪、葉を草木染め、木の実を工作などに利用してきていますが、資源として十分に有効活用できてはいえません。樹木の高木化による近隣への影響が大きな課題となっていますが、都市部では貴重となった豊かな雑木林の景観を維持しています。これらをさらに活用し、自然に親しみ大切にする心を育む取り組みが必要です。

水子貝塚資料館で活動している団体として、富士見市資料館友の会土器づくり部会と古代の織物を製作しているからむしの会があります。資料館友の会土器づくり部会は30年以上の活動歴があり、水子貝塚公園内で土器の焼成実験を定期的に行っており、資料館が主催する土器づくり教室の指導も行っています。

これまでの活用の実績を踏まえると新たな取り組みは少なく、固定化しています。市民や団体と協働し、施設の充実を図りながら、さらに活用の幅を広げる必要があります。

【主な水子貝塚資料館主催事業】

- ・企画展（年1回）
- ・企画展関連講演会「ふじみ考古学教室」
- ・ジュニア考古学クラブ（全5回）
- ・夏休み縄文体験
- ・縄文土器づくり教室（全4回）
素地づくり、成形、磨き、焼成
- ・水子貝塚星空シアター（9月第1土曜日）
野外映画会、縄文体験（やり投げ・火起こし）、まが玉づくり、ステージ発表、模擬店など
- ・土曜おもしろミュージアム（第1又は第2・第3土曜日、午前・午後2回）
まが玉づくり、縄文ポシエットづくり、アンギン編み、草木染め、ミニ土器づくり、はにわづくり、どんぐりのカレンダーづくりなど
- ・体験！いつでもセブン（土・日・祝日、長期休暇）

まが玉づくり、貝の腕輪づくり、火起こし、どんぐりクラフト、ブンブンごま、じゅず玉の腕輪づくり、古代の鏡づくり

2 情報提供

史跡の理解と学習のために、案内リーフレットの頒布や企画展の開催、市ホームページで紹介などを行っています。また、県内の史跡を管理する自治体と連携し、企画展やシンポジウムなども開催しています。

外国語表記のリーフレットやパンフレットなど外国人に向けた情報提供が課題です。

【史跡案内刊行物】

- ・案内リーフレット（無償）
- ・解説パンフレット（有償）

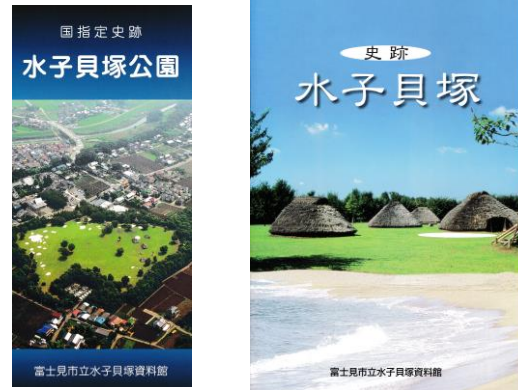


図93 案内リーフレットと解説パンフレット

【史跡の関連する企画展】

- ・平成13年度企画展「縄文海進と貝塚」
- ・平成14年度企画展「富士見の発掘三十年」
- ・平成16年度企画展「水子貝塚公園開園10周年記念 水子貝塚の6000+10年」
- ・平成20年度企画展「富士見の海が来た頃」
- ・平成24年度企画展「縄文前期のムラー富士見市とその周辺ー」
- ・平成27年度企画展「海と貝塚ー関東地方の貝塚を探るー」
- ・平成29年度企画展「竪穴住居の世界」
- ・令和元年度企画展「水子貝塚史跡指定50周年・水子貝塚開園25周年記念 水子貝塚ーまもり伝える縄文のムラー」
- ・令和3年度企画展「埼玉の四大貝塚ー国指定史跡 水子貝塚 真福寺貝塚 黒浜貝塚 神明貝塚」



図94 水子貝塚資料館発行の史跡関連企画展の図録

3 調査研究

水子貝塚の発掘調査は、史跡整備事業に伴い実施されたのが最後となります。この成果は、平成7年（1995）に刊行された発掘調査報告書に総合的にまとめられています。その後は水子貝塚に関する研究については大きな進展がみられていないのが現状です。

現在は考古学研究の中でも自然科学的な分析や研究が大きく進展し、それまで知り得なかった新たな情報を提示しています。水子貝塚については、貝塚から発掘された貝、骨、炭化材などについて当時可能であった分析を行っていますが、現在の分析方法を用いれば新たな知見を得られる可能性があります。しかし、分析にかけるサンプルがあまりなく、新たに入手する必要があります。貝塚への樹木の根の影響調査にあわせ、新たなサンプルを採取し、分析結果を再整備に反映させることを目的とした貝塚の部分的発掘調査の実施も検討します。

また、水子貝塚をはじめとする市内に存在する貝塚について総合的な研究を進めることも重要です。縄文海進時の遺跡の全体像を明らかにすることで、文化財の活用の幅を広げるとともに富士見市の歴史の大きな特徴としてアピールすることができます。

第3節 整備の現状と課題

1 縄文の森の樹種の変化

公園内の植栽は、史跡公園としての修景植栽と集落景観としての縄文の森の復元という2つの目的で実施したものです。樹種については、発掘調査の出土資料や、江川低地のボーリング調査等を参考にし、コナラ・ミズナラ・クヌギを主とする落葉広葉樹林、クリが比較的多く、ケヤキ・クマシデ属、ムクノキ、エノキが混じる。カヤ類・シラカシなどの常緑広葉樹が僅か混じるとしました。この想定に基づき56種11,029本の樹木を植栽しました。

現状では、一見当初の2つの目的は達成されたようですが、1,771本植栽した高木の樹種に大きな変化が表れています。シラカシ・アラカシ・マテバシイなどの常緑広葉樹の樹勢は強くなっていますが、落葉広葉樹の中でクリ・トチ・オニグルミ等の縄文人が主食としていた木の実を収穫できる樹種が立ち枯れし減少してきています。クリは63本植栽しましたが10本以下、トチは9本のうち数本、オニグルミも10本のうち数本となっています。残っている樹木の樹勢も弱くなっています。

植栽時には高さ3.5m、幹回り20cm、直径8cmだった樹木が、現在は高さ20m、幹回り1.5m、直径40cmを超える高木に成長し、密集しています。高木化・密集化の要因として、植栽間隔が3～4mと狭いことがあげられます。クリやクルミ、トチなどが減少している要因は、樹木の密集化や高木化による日照不足と、樹種を園内各所に分散して植栽した結果、常緑広葉樹などの他の樹木の樹勢に負けて淘汰されたものと考えられます。

樹木の成長は、施設にも影響を及ぼしています。サークルベンチの中央に植栽したケヤキの根上がりにより、サークルベンチ周囲の舗装にひび割れや段差が生じています。また、地下約1mに埋蔵されている貝塚に樹木の根が達していることが懸念されています。

すが、樹木の成長を考慮せずに貝塚との十分な距離を確保しないまま周辺に高木を植栽したことが要因です。

現状のまま植栽を管理運営していくと常緑広葉樹を中心とした森に変化していくことも予想され、環境整備時の目的のひとつである落葉広葉樹を中心とした縄文の森とは異なる森となる恐れがあります。

そのため現状での公園内の樹種の実態を把握すること、最新の縄文時代の植生研究の調査などを行い、植栽の管理手法を検討していく必要があります。

令和2年からカシノナガキクイムシによるいわゆるナラ枯れ被害が発生しており、コナラを中心に約100本が被害を受けていますが、現在のところ枯れたものは数本です。



図95 植栽の密植状況①



図96 植栽の密植状況②



図97 樹勢が弱くなったクリ

2 縄文の森の樹木の高木化による近隣への影響

樹木の成長により、公園内からは公園外の住宅などの現代建築物が見えなくなり縄文時代の景観を創出している一方で、樹木の成長は高木化をも意味し、高さ20mを超える樹木もあり、公園外の周辺住宅や畑に様々な影響を及ぼしています。

この間、公園北及び北西側の住宅地では日照への影響、北側の駐車場では着雪した枝の落下、東側の畑では木の実の落下、東側の住宅地では着雪した枝の落下、南側の駐車場では大量の落葉の飛散、南側の畑では大量の落葉の飛散・木の実の落下と樹根による水分の吸収、南側の住宅では着雪した枝の落下や台風などの強風時に枝が揺れて家屋に当たる、西側墓地では大量の落葉の飛散、西側畑では日照への影響と樹根による水分吸収などが発生しています。公園敷地の境界近くに高木を植栽したことによる弊害です。

平成28年からは樹木維持管理業務委託の中で、隣接地に影響を及ぼしている樹木の剪定・伐採を実施していますが、限定的な対応となっています。

公園内では台風などの強風時や積雪による倒木や枝折れ、毎年の大量の落葉があることから、環境整備時の方針を維持しつつ、安心安全な史跡の保存と活用を図るために高木化した樹木の取扱いについて検討していく必要があります。



図98 高木化した樹木



図99 北側住宅（右）への日照の影響



図100 落葉の飛散（南側畑）



図101 落葉の飛散（西側墓地）



図102 畑への日影（西側畑）



図103 積雪による枝折れ



図104 強風による倒木（復元整穴住居付近）



図105 台風による枝折れ（公園内・説明広場付近）

3 貝塚表示の劣化

貝塚の所在を表す貝塚表示は、地点貝塚の分布範囲をモルタル躯体で表示し、表面に磁器の焼成に器台とする「ハマ」を貼り付ける手法として表現しました。経年によりモルタル躯体からハマがはずれ、現在は当初整備時の予備で修繕してきていますが、今後の修繕手法も検討していく必要があります。

また、2カ所で実際の貝塚出土の貝殻を散布した貝塚表示も行っていますが、数年で埋没して草地となり、何度か散布してきましたが貝殻もなくなり凹地となったままです。表現手法の検討の必要があります。



図 106 ハマのはずれた貝塚表示



図 107 草地になった貝殻散布貝塚表示

4 復元住居

縄文時代の集落景観の復元では、重要な施設に位置付けられます。環境整備時から20年以上を経過し倒壊の恐れもあるなど老朽化が進んできたことから、平成25年から1棟ずつ全面改修を実施し、平成29年で完了しました。

復元住居を良好な状態で維持するため、茅屋根の燻蒸を専門業者に委託して年4回実施しているか、日常的に外部・内部の点検を行っています。

整備当初の復元住居の茅屋根は、民族事例を参考として穂先を下に向けて葺きましたが、腐食がはやく約10年で差し茅修繕を実施しました。その後も茅屋根の劣化や竪穴の壁の崩落が進みました。壁面の崩落原因は、壁を押さえる材料として使用した細い枝が腐食しやすく強度も弱かったためです。約20年で全面改修することになり、平成25年度から1棟ずつ実施した全面改修では、茅屋根を通常の穂先を上に向けた葺き方とし、竪穴の壁も丸太材に変更し強度を高めました。

最初に全面改修し、それから9年を経過した15号復元住居の現状は、茅屋根の表面がやや劣化しているものの全体の状態は良好な状態を維持しています。他の4棟も良好な状態ですが、樹木で日陰になり陽当たりの悪い立地にあるものが茅屋根の劣化がはやい傾向にあります。

これまでの管理運営では、屋根材である茅葺き部分の劣化が進行し、10年目に差し茅の修繕、20年目に全面改修を実施しています。施設の長寿命化のための管理のあり方を検討していく必要があります。



図108 修繕が完了した復元住居



図109 委託による燻蒸作業（年4回）

5 竪穴住居跡

復元住居5棟とは別に、小屋組みの竪穴住居跡を2棟設置しましたが、小屋組み部分は腐食が進み、幼児が登るなど危険であるため撤去し、柱のみとなっています。また、竪穴も埋没し、窪地化している状態で、展示物としての機能をはたしていません。活用も視野に入れて設置したものであり、今後のあり方を検討する必要があります。



図110 埋没した竪穴住居跡

6 展示館（ガイダンス施設）

展示館は、貝塚と竪穴住居跡の实物大造形保存展示と視聴覚機器による解説映像が組み合わさった演出と、発掘調査で出土した資料の展示や解説パネルによるオリエンテーション・ガイダンス機能をもたせた施設です。

造形保存展示は、遺構を实物大で体感できるものとして展示館の中心となる部分です。現状では、経年による退色と一部亀裂が見られるようになってきており、日常点検による経過観察の必要があります。大型スクリーンに映し出す解説映像は、およそ17分の水子貝塚を理解するためのものです。環境整備時には映像と造形保存展示にスポットライトを用いた演出のプログラミングがされていましたが、機器の入替えによってスポットライトによる演出等はできなくなっています。

現状は、小学校の歴史学習、団体見学、休日の来館者に対して上映しており、年間の視聴者数は、約4,000人です。この解説映像は、当初整備時に制作したものであり、その後の考古学や関連諸科学の研究の進歩により、説明内容に齟齬が出てきています。展示や解説パネルも、展示資料の若干の展示替えを行っているほかは、環境整備時から変更されていません。

また、来館者からは、展示館が公園内から樹木に隠れてわかりづらい、入館しても館内が暗いため入りづらいという声も聞かれます。

新たな解説映像の制作や展示のリニューアルを検討していく必要があります。



図 111 展示館の外観



図 112 展示館の内部（造形保存展示と大型スクリーン）

7 園路の損傷

園路は、環境整備時には景観に合うように自然砂舗装としていました。しかし、表層が濡れると滑りやすく、摩耗しやすい素材でした。北東部の園路は雨水の流路となり、表層の剥離が進行し、路盤が剥き出しの状態となりました。そのため、平成 22 年に全面修繕しました。舗装材は、着色透水性コンクリートとしました。歩きやすく、すべりにくいため、園路をウォーキングする利用者が格段に増えました。

一方で、学習広場付近とサークルベンチ周囲の園路の損傷が認められます。学習広場付近の損傷の原因は、園路の縁に沿って流れる雨水により舗装面と路盤の間に隙間が生じたことによるものです。隙間を補修し、破損の拡大を防止しています。サークルベンチ周囲の亀裂や浮き上がりの損傷の原因は、中心に植栽している樹木の根上がりによるものです。各所とも簡易的な修繕を行っています。



図 113 園路の段差と損傷（学習広場付近）



図 114 園路の損傷とサークルベンチの段差

8 展望台の劣化

水子貝塚の環状に分布する貝塚を一望でき、縄文のムラを鳥瞰できるよう、高さ 4 m の展望台を設置しました。これまでに金具による補強や床板の修繕を実施していますが、部材の劣化が進行しています。また、周辺に植栽した樹木の高木化により、公園内を一望できなくなっています。そのため、利用者は少なくなっており、展望台のあり方について検討する必要があります。



図 115 展望台



図 116 展望台からの景色 (平成 14 年)



図 117 展望台からの景色 (平成 28 年)

9 サイン

当初整備時には、展示館（ガイダンス施設）で総括的に説明することを踏まえ、公園内の解説などのサインは必要最小限に抑えました。そのため、公園内での説明は、説明広場の縄文海進時の奥東京湾を表示した大型説明板と、北門、南門、西門の壁面の説明板だけとなっています。設置場所が分散しており、施設の全容が理解しにくいという側面があります。説明板は、耐久性に優れた磁器製としています。

このうち、大型説明板は、ひび割れ、浮き上がり認められます。磁器板そのものの劣化や荷重によるものとは、の隙間から入った水が凍結、膨張し、磁器板に負荷がかかったことが原因と考えにくくコーキングで考えられます。壁面に設置した説明板には、顕著な異常は認められません。

平成 25 年からの復元竪穴住居の修繕にあわせ各復元住居に説明板を新設しました。

サインは、学習や散策の補助として重要な役割を持つものであることから、史跡や施設を理解するためのサインの設置を検討していく必要があります。



図 118 北門壁面説明板



図 119 大型説明板



図 120 大型説明板破損状況



図 121 北門壁面説明板



図 122 新設した復元住居の説明板（2号復元住居）

10 学習広場

広場内には、180 cm×90 cmのテーブル7台とベンチイスを設置しています。小学校の見学時のまが玉づくりや火起こしなどの体験学習や資料館主催事業の会場として使用しているほか、来園者の休憩場所として提供しています。設置当初は木製でしたが、腐食のため擬木コンクリート製に改修しました。

屋根がないため雨天時は使用できないことから、活用が限定されています。



図 123 学習広場

11 雨水流出による道路冠水

豪雨時は公園内で涵養できない雨水が大量に北東に向かって流出し、公園北側の市道は一時的に冠水します。

保存盛土の流出とともに公園外への影響を最小限に抑える手法を検討していく必要があります。



図 124 公園北側の市道の冠水状況

12 周辺環境の変化

北西に建設が予定されている都市計画道路のみずほ台駅東通線の開通や周辺の宅地化により、史跡の周辺環境が今後大きく変わる可能性があります。

第4節 管理運営の現状と課題

水子貝塚公園の管理・運営は、水子貝塚資料館で行っています。水子貝塚資料館の職員は、令和4年現在で正規職員3名（館長、学芸員2）、会計年度任用職員5名の計8名体制で、日曜日と火曜日はローテーション勤務となっています。除草や樹木の剪定、閉門作業などは委託していますが、職員が常駐し管理をしていることで施設は良好な状態で維持されています。主要な展示物である復元住居は、開園当初は茅屋根に登る、茅材を抜くといった行為が頻繁にありましたが、平成25年（2013）からの全面改修以後は注意喚起の看板の設置や園内放送を行うなどの対策を講じたことによりほとんどなくなりました。

管理面において最も重視している点は、来園者が安全安心して利用できる環境の維持です。園内は樹木が多いため枯れ枝が落下することがあります。常時見回りし危険な場合は即座に撤去しています。

来園者の状況を詳細に把握し運営に反映するために、平成30年（2018）にアンケート調査を実施しました。実施日は、最も一般利用の多い5月5日とし、午前10時から午後3時30分までの間に190組272人から回答を得ることができました。

居住地では、市内102組（53.7%）、市外88組（46.3%）でした。市外では近隣市町からの来園者が多く、都道府県別では埼玉県、東京都、神奈川県、千葉県で、遠方では新潟県からの来訪者もいました。来園回数では、「はじめて」が46組（24.2%）、「複数」が144組（75.8%）でした。はじめての来園者の居住地は市外が93.5%でした。来園目的では健康、遊び、犬の散歩、学習の順であり、都市公園としての利用が多く、史跡の見学を目的とした利用は少ない傾向でした。

なお、調査時間中の来園者数は802人であり、調査時間外（午前9時～10時、午後3時30分～6時）の来園者を含めると、休日で好天の日の来園者は1,000人程度と推測されます。なお、調査日の資料館入館者数は309人でした。

水子貝塚公園は、史跡公園と都市公園という二面性を有しています。平日は散歩やウォーキングなどを目的とした中高齢者が利用者の多数を占め、休日はそれに加え幼児・児童とその保護者、家族での利用が目立ちます。日常的な利用を含め来園者は多いものの、施設の見学や歴史の学習を目的とした来園者は限られています。史跡としての知名度と魅力度の向上が課題といえます。また、歴史や文化財にあまり興味のない一般利用者の関心をひく取組みも必要です。

【主な管理運営関係委託業務】

- ・公園等維持管理業務委託（閉門、休館日の開閉門、園内除草・清掃等軽作業）
- ・清掃業務委託（展示館・資料館の清掃週2回）
- ・復元住居燻蒸殺菌業務委託（年4回）
- ・警備業務委託
- ・樹木維持管理業務委託
- ・展示館の設備（消防設備、自動ドア、空調設備、AV機器）保守点検業務委託



図125 樹木維持管理委託（除草）

第6章 史跡の保存と活用に関する基本方針

第1節 計画の方向性

史跡水子貝塚は、昭和54年(1979)の保存管理計画、昭和59年(1984)の保存整備基本計画を受け、平成3年(1991)に整備基本設計を策定し、それに基づいて環境整備が行われました。この環境整備では、史跡指定要件が縄文海進期の貝塚と集落であることを踏まえ、基本設計における公開・展示方針、総合配置方針により、遺跡の保存を図りながら大規模な環状集落である遺跡の形態及びスケールを示しました。今後の保存活用計画においても、この基本設計による方針を継承していくこととします。

ただし、平成6年に供用を開始してから経年とともにさまざまな課題や史跡を取り巻く環境、社会情勢にも変化が生じてきています。前項で整理した課題を解消し、最新の研究成果を踏まえつつ、保存、管理、活用、整備を図り、将来の再整備を見据えた柱となる基本方針を次のように設定します。また、SDGsの理念を尊重し持続可能な開発目標のうち「目標4 質の高い教育をみんなに(ターゲット4-7)」「目標11 住み続けられるまちづくり(ターゲット11-4)」の達成に向けた管理・運営を行ないます。

基本方針①史跡を未来へ継承するための適切な保存

基本方針②史跡を理解するための復元住居等の展示物の適切な管理

基本方針③史跡の理解と利用者増につなげる積極的な活用

基本方針④史跡の特徴を活かした学習と活用につなげる環境の整備

基本方針⑤史跡を管理・活用する持続可能な運営



第2節 基本方針

①史跡を未来へ継承するための適切な保存

国民共有の財産である史跡の本質的価値を損なうことなく恒久的に保存するために引き続き適切な保存措置を図るとともに、盛土の流出などの保存上の課題についても調査し、解消に向けた検討を行います。

また、史跡の保存状態の確認と新たな資料の収集を目的とした発掘調査を実施します。

②史跡を理解するための復元住居等の展示物の適切な管理

復元住居などの展示物の管理マニュアルを作成し、良好な状態で維持します。また、修繕については長期的な視野をもって計画的に取り組みます。

③史跡の理解と利用者増につなげる積極的な活用

体験型事業の充実、学校教育との連携、市民活動の援助など、活用の幅を拡大します。

④史跡の特徴を活かした学習と活用につなげる環境の整備

縄文時代前期の最大規模の貝塚と、その集落景観を整備した史跡公園という特徴を、さらに理解しやすく、学習や活用の向上につながる再整備の計画を進めます。

⑤史跡を管理・活用する持続可能な運営

市民学芸員との協働による運営や地域住民、地域団体との連携を強化します。

第7章 史跡の保存と管理

第1節 保存の方向性

史跡指定地 39,346.85 m²のうち 98.5%にあたる 38,727.80 m²は公有地化され、公園として整備されています。残る 1.5%にあたる 619.05 m²は既存の集合墓地であり、平成4年に現状に整備されています。この集合墓地は、移転が難しいため公有地化を見送った経緯がありますが、指定地であることから将来的な公有地化も視野にいておく必要があります。

このように史跡指定地内においては住宅の建築や道路の建設など保存に影響を及ぼすような現状変更の可能性は低いと想定されますが、将来的な再整備等も見据えて具体的な現状変更の取扱基準を定めておく必要があります。

なお、史跡の追加指定については、隣接地の開発に伴う発掘調査では史跡に直接関連する遺構は確認されておらず、史跡の範囲も十分に確保されていることから対象となる土地はありません。

現状において課題となっている盛土の流出や樹木の根による遺構への影響などについて、重点的に調査、検討を行っていきます。

第2節 保存の具体的な取組

基本方針①「史跡を未来へ継承するための適切な保存」に沿って、以下のような具体的な取組みをします。

- 貝塚等遺構の分布する付近の成長した樹木の根の影響と新たな資料の収集を目的とした発掘調査を実施します。調査は公開とし、史跡の理解にも役立て、成果を再整備に反映します。
- 保存盛土の流出防止策を検討します。
- 大雨時等の雨水流出を抑えるための工法を検討します。
- 史跡としての本質的価値を高めるための研究を継続し、その成果を展示や刊行物などで報告します。

主な取組

- ・ 傾斜地形に対して流出しない盛土工法の検討
- ・ 貝塚の保存状態の確認と資料収集のための発掘調査の実施
- ・ 遺構に影響を及ぼす樹木の伐採、伐根の検討
- ・ 雨水流出を抑える工法の検討
- ・ 水子貝塚と近隣貝塚の総合的な研究

第3節 現状変更の取扱基準

史跡指定地内において、現状を変更する又は史跡の保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合には、文化財保護法の規定により文化庁長官の許可が必要となります。史跡の本質的な価値を守るために、現状変更の取扱基準を以下のとおり定めます。

【現状変更取扱基準】

項目	取扱基準
史跡整備	<ul style="list-style-type: none"> 整備は、史跡の本質的価値を損なわないように行う。 整備後は、史跡の保存・活用に必要な範囲で現状変更を認める。
土地の改変	<ul style="list-style-type: none"> 史跡の保存、管理、整備、活用、防災に関わるもの以外は原則として認めない。
建築物 ・住宅、物置など	<ul style="list-style-type: none"> 新築は、原則として認めない。ただし、史跡の保存、管理、整備、活用を目的とするもので、土地の形状変更を伴わず、史跡の保存及び景観に影響を及ぼさない場合は認める。 既存建築物の増改築は、必要最小限度の規模で、土地の形状変更を伴わず、史跡の保存及び景観に影響を及ぼさない場合は認める。 除去は、史跡の保存及び景観に影響を及ぼさない場合は認める。
工作物 ・電柱、側溝、柵、塀、説明板、展示物など	<ul style="list-style-type: none"> 新規工作物の設置は、原則として認めない。ただし、史跡の保存、管理、整備、活用を目的とするもので、土地の形状変更を伴わず、史跡の保存及び景観に影響を及ぼさない場合は認める。 改修は、維持管理上必要な場合で、史跡の保存及び景観に影響を及ぼさない場合は認める。 除去は、史跡の保存及び景観に影響を及ぼさない場合は認める。
道路	<ul style="list-style-type: none"> 新設は、原則として認めない。 ただし、史跡の保存、管理、整備、活用、防災に関わる維持管理上必要とする道路の新設、移設、拡幅と、既存道路の修繕、補修は、史跡の保存及び景観に影響を及ぼさない場合は認める。
埋設設備 ・電気、給水、雨水、排水、污水など	<ul style="list-style-type: none"> 新設は、原則として認めない。 ただし、史跡の保存、管理、整備、活用、防災に関わる維持管理上必要とするもので、史跡の保存及び景観に影響を及ぼさない場合は認める。ではない。
樹木	<ul style="list-style-type: none"> 樹木の植栽は、史跡の整備に関わるもの及び維持管理上必要なもの以外は原則として認めない。 根の伸長など史跡の保存に影響を与える樹木は、伐採、抜根を認める。 近隣に影響を与える樹木は、伐採、抜根を認める。 史跡の管理に支障のある樹木は、伐採、抜根を認める。 史跡の整備に支障のある樹木は、伐採、抜根を認める。
発掘調査	<ul style="list-style-type: none"> 史跡の保存、整備を目的とするもの以外は原則として認めない。

【現状変更許可申請区分】

許可区分と法令		行為の内容
文化庁長官	文化財保護法第125条	<ul style="list-style-type: none"> ・設置の日から50年を経過している建築物等の増改築及び除去 ・既存建築物の同範囲内で、新たに史跡に影響を及ぼさない建築物等の増改築 ・必要最小限度を超えて土地の形状変更を伴う行為 ・現状の景観に大きな影響を及ぼす行為 ・史跡の本質的価値を構成する要素に影響を及ぼす行為 ・史跡の保存、管理、整備に関わる建築物、掘削を伴う設備工事 ・史跡の保存及び景観に影響を与える樹木の植栽、抜根 ・発掘調査（史跡の保存、整備を目的とするもの）
富士見市教育委員会	文化財保護法施行令第5条第4項	<ul style="list-style-type: none"> ・2年以内の期間を限って設置される小規模建築物の新築、増改築 ・工作物（建築物を除く）の設置もしくは改修（設置の日から50年を経過していないもので、土地の形状変更を伴わないもの） ・道路の舗装もしくは修繕（土地の形状変更を伴わないもの） ・史跡管理に必要な施設（文化財保護法第115条第1項に規定する史跡の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設）の設置、改修 ・電柱、電線、ガス管、水管、下水管その他これらに類する工作物の設置または改修（土地の形状変更が最小限度のやむを得ない程度をこえないもの） ・木竹の伐採 ・建築物等（設置から50年を経過していないもので、土地の形状変更を伴わないもの）の除去

第4節 管理の方向性

復元住居などの展示物、樹木の剪定、広場の除草、展示館の修繕など、日常的な管理は、これまでと同様に水子貝塚資料館で行います。

しかし、クリ・クルミなどの特定樹種の減少、高木化と密集化による近隣への影響、復元住居などの展示物の経年劣化などへの対応については、長期的な計画に基づく管理を行っていきます。

【主な管理（一部委託も含む）】

- ・ 開門、閉門
- ・ 清掃
- ・ 樹木剪定
- ・ 除草
- ・ 復元住居の燻蒸
- ・ 展示館等建築物の保守・修繕
- ・ 施設の点検
- ・ 枯枝等危険物の除去

第5節 管理の具体的な取組

これまで継続して行ってきた日常的な管理に加え、基本方針②「史跡を理解するための復元住居等の展示物の適切な管理」に沿って、以下のように取り組みます。

- 復元住居や貝塚表示などの展示物の修繕計画と管理マニュアルの作成を進めます。
- 史跡として復元した修景を維持しながら、近隣住宅地や畑地への影響を抑えるために、高木化した樹木の整理を検討します。
- 市民が楽しみ学習しながら復元住居や縄文の森の維持管理に継続的に関わる市民参加型の管理方法を検討します。

主な取組

- ・ 復元住居、貝塚表示などの展示物の修繕計画と管理マニュアルの作成
- ・ 樹木調査と台帳の整備
- ・ 近隣に影響を与える樹木の剪定などの計画的な管理
- ・ 市民参加型管理の具体的内容と方法についての検討

第8章 史跡の活用

第1節 活用の方向性

水子貝塚公園は、活用も視野に入れた整備がされており、これまでに水子貝塚資料館が主催するイベントの会場として利用してきました。特に毎年9月に開催している「水子貝塚星空シアター」は、地域の活性化と観光を目的として地域の幼稚園・保育園、J A、商店会、市民団体と実行委員会を組織して実施してきています。映画上映に加え、和太鼓やダンスなどのステージ発表、まが玉づくりや槍投げなどの体験、模擬店など内容を充実させながら令和4年に25回目を迎えました。

学校教育では、社会科の歴史学習、地域の歴史や自然を学ぶ総合学習、全校遠足などに利用されてきました。とくに歴史学習においては展示館での解説、復元住居の見学、火起こし体験など、施設の特徴を活かした内容で実施しています。

近年は公民館を活動の場としていた地域のヨガや太極拳サークルの様子も見受けられるようになり、ウォーキングなどの市民の個人のみならず団体での利用もされるようになってきています。

資料館で実施している既存事業に加えて、史跡水子貝塚保存整備委員会や地域住民、地域団体の提案、デジタル技術の導入、活用施設の見直しなどを検討し、社会教育、学校教育、地域の活性化、観光資源、地域住民の活動の場につながる新たな活用事業を展開します。

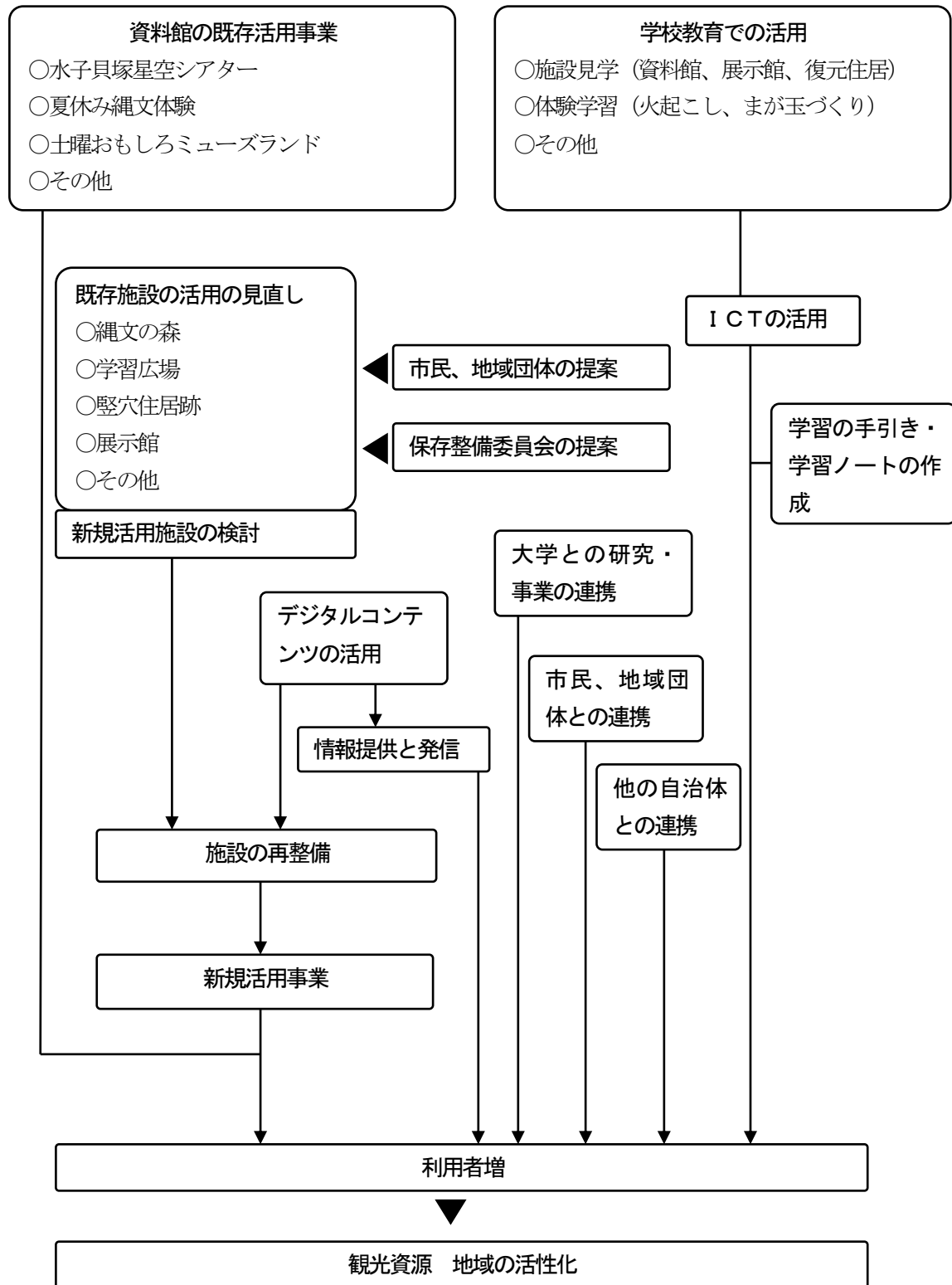
第2節 活用の具体的な取組

- 史跡に親しむ体験型事業を充実します。
- 縄文の森を自然学習や環境学習の場として活用します。
- 児童・生徒・学生の歴史学習をはじめ学校教育での様々な利用増加に努めます。
- 市内だけではなく、市外からの来訪者数を増加するため魅力を発信していきます。
- 市民が集い活動する拠点となる場を提供します。

主な取組

- ・体験型事業の充実
- ・縄文の森の活用策の検討
- ・学校向け「水子貝塚公園の手引き」の作成や「水子貝塚学習ノート」の改訂
- ・学校へのICTを活用した学習の提供
- ・富士見市HPやSNSを活用した情報発信の充実
- ・デジタルコンテンツを活用した情報提供の検討
- ・国指定史跡の貝塚遺跡を有する自治体との連携の推進
- ・観光資源としての活用の推進
- ・観光拠点として周辺の文化財や湧水などの自然を含んだ活用の推進
- ・大学との連携の推進

- ・地元特産品を活用した事業の検討
- ・市民の活動拠点としての活用の推進
- ・外国人に向けた情報の提供



第9章 史跡の整備

第1節 整備の方向性

整備完了から28年が経過した現在、施設として多くの課題を抱えています。こうした課題を解消し、さらに学習と活用の充実を図るための再整備を実施します。

再整備にあたっては、以下の点に留意しながら計画を進めます

- ①史跡を適切に保存する整備をすること
- ②史跡公園を構成する重要な要素である復元住居や貝塚表示には大きな変更は加えないこと
- ③史跡の本質的価値をわかりやすく展示し、誰もが楽しく学べること
- ④縄文時代の植生にもどすこと
- ⑤最新の研究成果を取り入れること
- ⑥体験などの活用の幅が広がること
- ⑦来園者が安全、快適に利用できること

第2節 整備の具体的な取組

- 史跡水子貝塚のオリエンテーション、ガイダンス機能を持った展示館の充実をはかります。
- デジタル技術を導入し、縄文時代の暮らしを視覚的にわかりやすく伝えます。
- 利用度の高い学習広場等の施設の充実や、利用度の低い施設のあり方を検討します。
- 利用者にわかりやすいサインを設置していきます。
- 縄文の森のゾーニングを検討し、減少したクリやクルミなどの樹木などを新たに植栽するなど、落葉広葉樹を中心とした樹種へ復元を進めます。
- エゴマやツルマメなどの縄文時代の食用植物を栽培し、学習や事業に活用します。

主な取組

- ・展示館の展示リニューアルの検討
- ・デジタルコンテンツを活用した展示手法の検討
- ・展望台、学習広場などの施設の充実、撤去、改修
- ・復元住居等の展示物へのサインの設置
- ・竪穴住居跡2棟のあり方の検討
- ・既存解説板の改修
- ・縄文の森のゾーニングと復元のための既存樹木の伐採と新規樹木の植栽
- ・エゴマやツルマメなどの縄文時代の食用植物の栽培
- ・ユニバーサルデザインの導入
- ・外国人に向けた展示方法や表記の導入

新規整備

- 縄文時代の食用植物を栽培する畑
エゴマ、ツルマメ、ヤブツルアズキなど
市民と協働による栽培と活用
- 減少樹木の新植
クリ、トチ、クルミ
- デジタルコンテンツによる展示と解説



図 126 ヤブツルアズキの栽培（黒浜貝塚）



図 127 クリ林（黒浜貝塚）



図 128 VRアプリ（下野谷遺跡公園）

一部修繕

- 復元住居
茅屋根の差し茅
- 園路
ヒビ割れ、浮上りの補修
- 貝塚表示
欠損部分の補修

活用促進のための既存施設の改修

- 学習広場
- 竪穴住居跡

縄文の森の整理

- 剪定・伐採等

既存解説板の改修

- 大型解説板の改修
- 壁面解説板の集約



図 129 解説板（下野谷遺跡公園）

展示館の展示のリニューアル

- デジタルコンテンツによる展示
- 展示ケースの改修
- 展示パネルの改修
- 発掘調査成果の反映

雨水流出対策

- 排水側溝や浸透柵の新設などの
有効な工法を検討
- 盛土の流出した部分の原状復帰

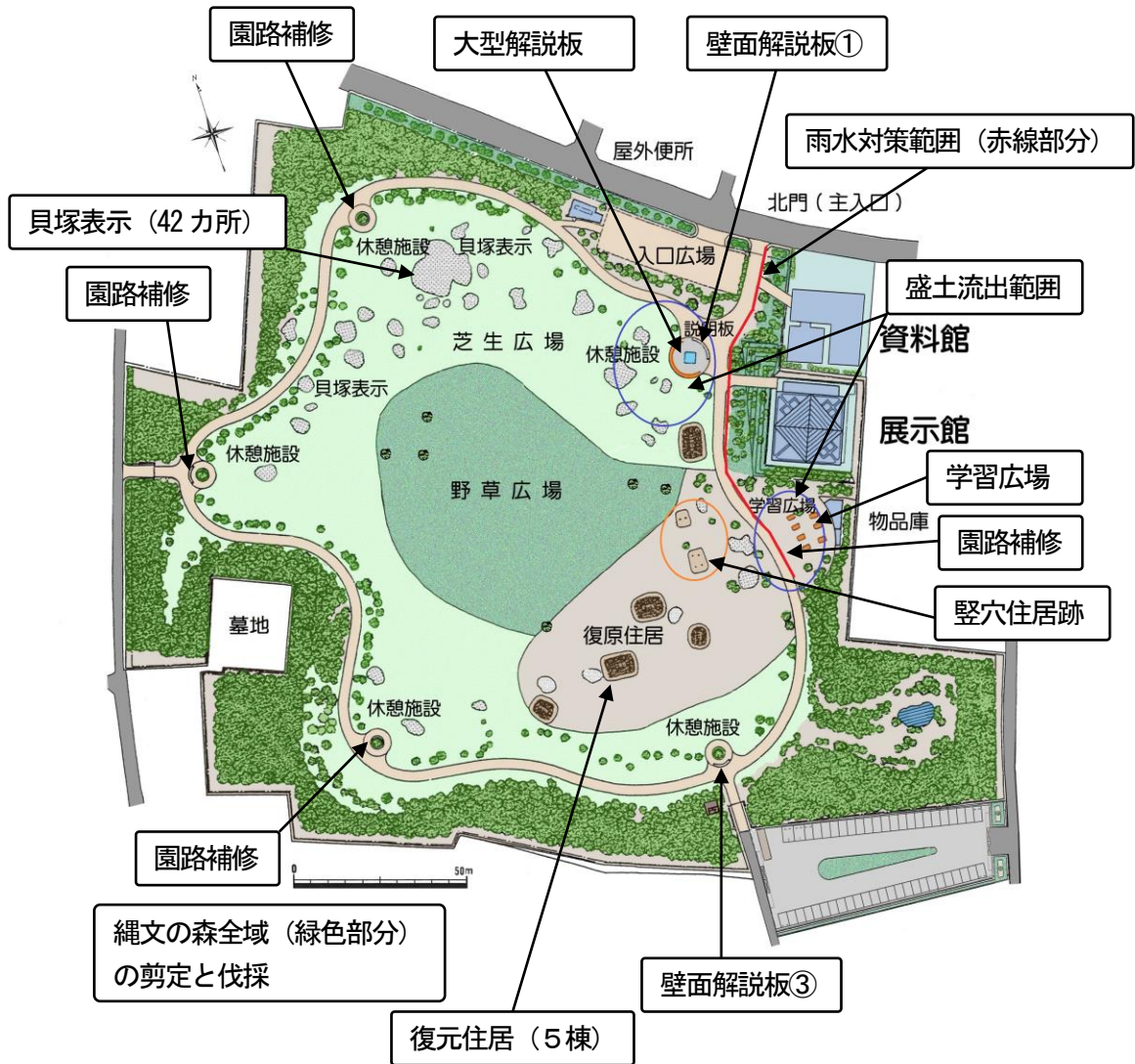


図 130 整備対象地

第10章 史跡の運営

第1節 運営の方向性

水子貝塚公園の運営は、開園当初から富士見市の直営とし、水子貝塚資料館が運営を担ってきています。この運営体制は今後も維持することとし、保存活用計画に定めた方針に沿って、計画的に保存、管理、活用、整備を進めていくこととします。

第2節 運営の具体的な取組

- 資料館による管理運営体制を継続します。
- 市民学芸員との協働による運営を進めます。
- 地域住民、地域団体との連携を進めます。
- 史跡の再整備の計画を文化庁と埼玉県の指導・助言のもと進めます。

主な取組

- ・市民学芸員養成講座の開催
- ・市民学芸員登録者の増員
- ・再整備計画の推進
- ・富士見市史跡水子貝塚保存整備委員会の開催
- ・史跡水子貝塚保存整備庁内推進委員会の開催

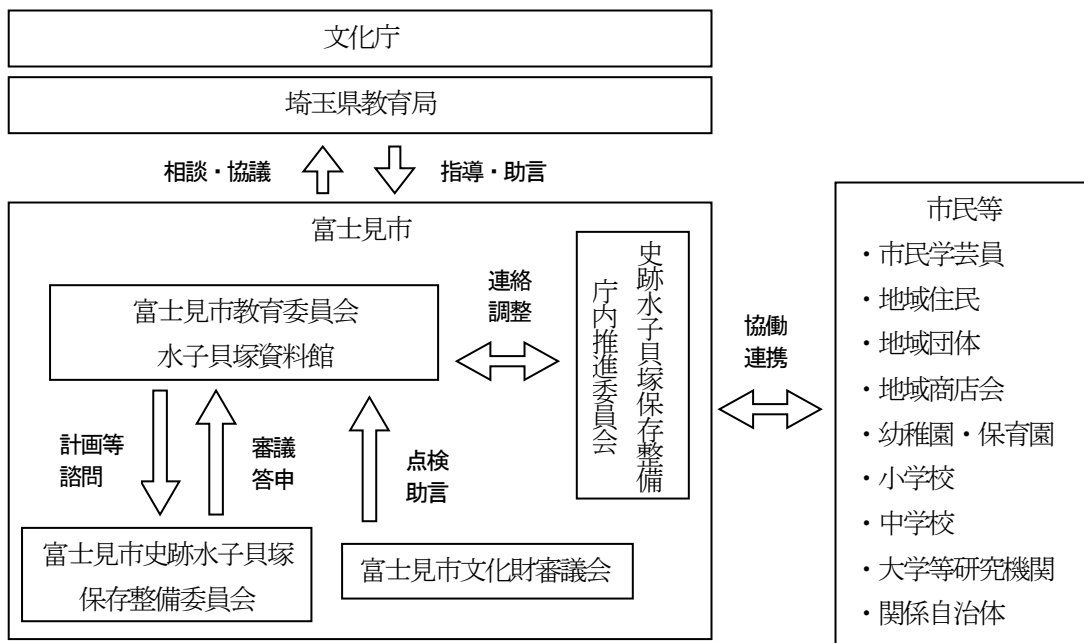


図131 運営体制イメージ

第11章 実施計画

史跡水子貝塚保存活用計画の期間は令和5年度から10年間とします。史跡の保存、管理、活用を継続し、経過観察を行います。

前半の5年間は再整備の準備と施工の期間とします。

	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
市の計画		第1期基本計画			第2期基本計画	
第6次基本構想 教育振興基本計画	第2次			第3次		
基本方針① 史跡を未来へ継承するための適切な保存		盛土工法の検討				施工
			発掘調査			施工
			樹木の伐採・根検討			施工
			雨水流出抑止工法検討			
基本方針② 史跡を理解するための復元住居等の展示物の適切な管理		樹木の計画的な管理		復元住居修繕計画・管理マニュアル作成		
				樹木調査と台帳の整備		
				市民参加型管理の検討		
基本方針③ 史跡の理解と利用者増につなげる積極的な活用			体験型事業の充実			
			縄文の森の活用			
				学校向け手引きの作成		
				学習ノートの改訂		
			ICTの活用			
			情報発信の充実			
			他自治体との連携			
			観光資源としての活用			
			周辺の文化財を含む活用			
			大学との連携			
			市民の活動拠点としての活用			
基本方針④ 史跡の特徴を活かした学習と活用につなげる環境の整備				展示館の展示とデジタルコンテンツの検討		施工
			改修施設検討			
			サイン・既存看板検討			
			縄文の森の検討			
			食用植物の栽培			
基本方針⑤ 史跡を管理・活用する持続可能な運営		市民学芸員養成講座			市民学芸員養成講座	
			市民学芸員と協働による運営			
保存整備委員会						
保存整備庁内推進委員会						
再整備計画	策定					
保存活用計画						
整備基本計画						
整備基本設計						
整備実施設計						
整備工事						

	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度
市の計画		第2期基本計画			第3期基本計画	
第6次基本構想 教育振興基本計画			第4次			第5次
基本方針① 史跡を未来へ継承するための適切な保存			保存経過観察			
基本方針② 史跡を理解するための復元住居等の展示物等の適切な管理		日常的な管理と経過観察	樹木の計画的な管理			
			市民参加型の管理			
基本方針③ 史跡の理解と利用者増につなげる積極的な活用			体験型事業の充実			
			縄文の森の活用			
			経過観察			
			ICTの活用			
			情報発信の充実			
			他自治体との連携			
			観光資源としての活用			
			周辺の文化財を含む活用			
			大学との連携			
			市民の活動拠点としての活用			
基本方針④ 史跡の特徴を活かした学習と活用につなげる環境の整備			経過観察			
			食用植物の栽培と活用			
基本方針⑤ 史跡を管理・活用する持続可能な運営		市民学芸員養成講座			市民学芸員養成講座	
保存整備委員会			市民学芸員と協働による運営			
保存整備庁内推進委員会			経過観察			
再整備計画					見直し	
保存活用計画						
整備基本計画						
整備基本設計						
整備実施設計						
整備工事						

第12章 経過観察

史跡の保存、管理、活用は継続的に取り組む必要があります。また、計画期間中における社会情勢や市民ニーズの変化などを踏まえ、PDCAサイクルの考え方のもとで定期的に運営状況を確認し、計画の見直しを行っていきます。

【史跡等の自己点検表】

分類	点検項目	取組状況		
		未実施	実施中	実施済
計画	<ul style="list-style-type: none"> ・保存活用計画は策定されているか ・保存活用計画に基づいて実施されているか ・保存活用計画の見直しは実施されているか 			
保存	<ul style="list-style-type: none"> ・保存活用計画に基づいて実施されているか ・指定時における史跡の本質的価値について十分把握できているか ・調査等により史跡の価値等の再確認はできているか ・史跡の劣化状況や保存環境に係る調査はされているか ・災害対策は十分されているか ・境界標の設置、現地での範囲の把握はされているか ・保存盛土の流出対策を検討しているか ・遺構に影響を及ぼす樹木を把握し対策を講じているか 			
管理	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的な管理はされているか ・復元住居などの展示物の管理は適切か ・樹木の管理は適切か ・除草などは適切に実施されているか ・園路は歩行に支障のある箇所はないか ・トイレや体験用テーブルなどの施設に損傷はないか ・環境保全のため地域住民や関係機関との連携が図られているか ・復元住居等の展示物の修繕計画は作成されているか ・復元住居等の展示物の管理マニュアルは作成されているか ・樹木調査を実施し台帳を整備しているか 			
活用	<ul style="list-style-type: none"> ・保存活用計画に基づいて実施されているか ・施設・資料の公開が適切に行われているか ・史跡の本質的価値を学び理解する場となっているか ・市民の文化的活動の場となっているか ・まちづくりと地域のアイデンティティの創出がされているか ・地域の活性化としての活用がされているか ・史跡を活用する事業内容は適切か ・体験学習等の事業は計画的に実施されているか ・市民ニーズに則した事業を実施しているか ・学校教育との連携は進んでいるか ・外国人向けの対応はされているか ・パンフレット等は活用されているか ・ガイダンス施設は十分に活用されているか ・縄文の森の活用策は検討しているか 			

	<ul style="list-style-type: none"> ・学校向けの手引きは作成したか ・学習ノートは作成したか ・ICTを活用した学習を提供しているか ・HPやSNSでの情報発信をしているか ・他の自治体の連携をすすめているか ・観光資源として活用がすすんでいるか ・周辺の文化財を含んだ活用はすすんでいるか ・大学との連携や地元特産品を活用した事業は検討しているか 			
整備	<ul style="list-style-type: none"> ・保存活用計画に基づいて実施されているか ・整備基本計画は策定されているか ・整備基本設計は策定されているか ・保存整備委員会の指導を受けているか ・保存整備庁内推進委員会の連絡・調整は図られているか ・展示館の展示リニューアルを検討しているか ・展示館の解説映像を検討しているか ・施設の改修を検討しているか ・サインの設置を検討しているか ・縄文の森の整備内容を検討しているか ・史跡の表現は学術的根拠に基づいているか ・遺構等に影響のないように整備されているか ・復元展示において、当時の技法、意匠、工法、材料について十分検討したか ・活用を意識した整備が行われているか ・多言語に対応した整備が行われているか ・整備において目指すべき環境等の姿を実施できたか ・ユニバーサルデザインを導入できたか ・整備基本計画に基づいて実施されたか ・整備基本計画の見直しはされているか 			
運営	<ul style="list-style-type: none"> ・保存活用計画に基づいて実施されているか ・適切な運営が行われているか ・体制については十分であるか ・他部署との連携は十分であるか ・地域との連携は十分であるか ・市民学芸員との協働は十分であるか ・適正な予算確保のための取組をしているか 			

